

# 実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

## 基本目標5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実

【施策の方向1】 子どもの権利の尊重 【施策の方向2】 ひとり親家庭の自立支援の推進口 【施策の方向3】 子どもの発達支援体制の充実

【施策の方向4】 障害のある子どもへの支援の充実 【施策の方向5】 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必用がある事業

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 子どもの権利の尊重	1			児童虐待防止への意識啓発	児童虐待を防止するため、子どもと接する機会の多い関係機関に対して市が作成した「児童虐待対応マニュアル」を配布し、市民に対してはリーフレットの配布や、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンを周知するなど、児童虐待防止への意識の啓発を図ります。	子育て相談課		* 11月の児童虐待防止推進月間に市内公共施設、医療機関、町内会掲示板等に啓発ポスターを掲示した。(一部は通年掲示) * 11月に児童虐待防止講演会を開催した。 * 10月発行の機関だより、11月1日号の広報で、児童虐待防止推進月間について掲載した。 * 11月の産業祭において、児童虐待防止啓発グッズを配布した。	○	児童虐待問題への意識啓発が図れた。興味関心の高い内容で実施できるよう、テーマ、対象者、講師の選定等について検討を行い、啓発事業を継続していく。	継続
	2			児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や要保護児童の適切な保護、要支援児童の適切な支援を図るため、有識者、保健・福祉・教育関係機関等からなる「羽村市要保護児童対策地域協議会」を定期的に開催し、情報や認識の共有化及び専門性と連携の強化を図ります。	子育て相談課		* 要保護児童対策地域協議会代表者会議:1回 * 要保護児童対策地域協議会実務者会議:3回 * 個別ケース検討会議:41回 * 児童虐待防止講演会の開催	○	会議の開催により、連携強化や情報提供、情報共有が図れた。 引き続き会議開催により連携強化に努めるとともに、より効果的な会議の在り方について検討していく。	継続
	3		再	乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安を抱える親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。	子育て相談課		【受診者数】※コロナ禍のため、健診未実施月あり 3～4か月児健診 年13回 317人※ 6～7か月児健診 287人 9～10か月児健診 308人 1歳6か月健診 年12回 350人※ 3歳児健診 年13回 409人※	○	乳幼児期の健診を定期的に実施し、発育・発達の確認や異常の早期発見・早期対応を図った。乳児期からの関わりとして、3～4か月児健診に臨床心理士を配置し、発達の遅れが心配される乳児と保護者の相談に応じ、家庭での関わり方について助言を行った。特に支援が必要な家庭に対しては、妊娠期の関わりのほか、各節目の健診において、地区担当が面接を行い切れ目ない支援の充実を図っていく。	継続
	4			訪問事業等による養育支援家庭の把握	乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問指導等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて産後ケア事業や養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることで、児童虐待の発生予防に努めます。	子育て相談課		乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導件数 293件	○	乳児の発育・発達や産婦の心身の状況を確認し、必要に応じて産後ケア事業や養育支援訪問事業に繋ぐなど早期発見・早期対応を図っている。引き続き、感染予防に留意しながら、訪問率の向上と必要に応じた適切な支援の提供に努め、児童虐待の未然防止に努めていく。	継続
	5	☆	再	養育支援訪問事業	家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。	子育て相談課		* 専門的相談支援:25家庭(50ケース)、151回 * 育児・家事援助(ヘルパー派遣):3家庭、12回(12時間)	○	養育支援ヘルパーの派遣や専門的知識や経験を有する職員が行う相談・指導により、児童虐待の未然防止、育児不安の軽減が図れた。 乳児家庭全戸訪問事業や母子保健型利用者支援事業などとの連携により、支援を要する家庭を適切に利用に利用に繋げる。	見直し
	6			子育て相談	子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、子ども家庭支援センター、地域子育て支援拠点、教育相談室などと連携し、相談事業を実施します。	子育て相談課	教育支援課	適切な支援を行うため、必要時、関係機関と連携し相談事業を実施した。	○	引き続き、適切な支援を行うため事業を実施していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	7		再	多様なニーズに応じた教育相談の充実	<p>スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。</p> <p>また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子どもの支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応できない時間も支援及び助言を行い、不登校など問題行動の未然防止や改善につなげていきます。</p>	教育相談室	子育て相談課 教育支援課	<p>多様化・複雑化していく教育相談の実施と学校に適應できない児童・生徒への学校復帰の支援を行った。</p> <p>社会福祉士等の資格をもったスクールソーシャルワーカー(SSW)を校区ごとに配置し、学校内外の関係機関との連携調整を図り、主に家庭に起因する様々な課題のある児童・生徒の生活環境の改善にあたった。</p> <p>家庭と子どもの支援員を市内小・中学校の全校に配置し、不登校や不登校傾向の児童・生徒の対応として、電話連絡や登校支援、また、登校後の別室等での寄り添いや話し相手など、居場所づくりをすることにより、登校支援の充実につなげた。</p>	○	<p>家庭に起因する問題が多様化していることから、スクールソーシャルワーカーによるさらなる支援体制(関係機関との連携・調整・助言等)が求められる。</p> <p>家庭と子どもの支援員の限られた支援体制の中で、対象児童・生徒に対し、効果的な支援を検討する。</p>	継続
	8		再	子どもや若者の育成支援	<p>若者無業者(ニート)やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者、また、その家庭を支援するため、相談会や講演会を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。</p>	児童青少年課		<p>ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題などの課題に対応するとともに、ひきこもり等の問題を抱える若者やその家族を支援するため相談会を実施した。(相談者 2名)</p> <p>講演会については、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止した。</p>	○	<p>東京都ひきこもりサポートネットなどの専門機関と連携し、ひきこもりなどの支援を継続していく。</p>	継続
	9			子どもの学習支援事業	<p>経済的な事情で学習の機会に恵まれない中学生に対する学習支援や学習の場の提供を行います。</p> <p>支援員と学習ボランティアが勉強の仕方をサポートし、学力及び学習意欲の向上と学習習慣の定着を図ります。</p>	社会福祉課		<p>毎週水曜日午後5時30分～2時間程度市内の公共施設において中学生を対象とした学習支援を実施した。</p> <p>・参加人数 12人 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止した期間あり。)</p>	○	<p>引き続き、経済的な事情による学習の機会が少ない中学生に支援を実施する。</p>	継続
2. ひとり親家庭の自立支援の推進	1			ひとり親家庭への情報の提供	<p>ひとり親家庭に関する各種の事業や情報を総合的に提供するため、「ひとり親福祉のしおり」を作成し、配布します。</p>	子育て支援課		<p>「ひとり親福祉のしおり」を発行し、新たにひとり親家庭となる市民には必ず配布し、活用を図った。</p>	◎	<p>「ひとり親福祉のしおり」を発行し窓口で配布、また、相談時に活用するなどし、制度の周知に努めた。今後も制度周知を徹底するため、積極的に活用していく。</p>	継続
	2			母子・父子自立支援員活動	<p>ひとり親家庭の抱えている日常生活や就業での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な指導・助言及び情報提供を行い、ひとり親家庭の自立に向け、総合的な支援を図ります。</p>	子育て支援課		<p>母子・父子自立支援員による生活や離婚、子ども、経済的支援などの総合相談を、適時関係機関と連携しながら実施した。</p> <p>令和2年度相談実績 延1,852件</p>	◎	<p>ひとり親家庭が抱える悩みごとについて、自立に必要な情報提供や相談指導の充実を図った。</p> <p>今後も様々なひとり親家庭のニーズに合わせ、制度の情報提供や相談指導を行っていく。</p>	継続
	3			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	<p>プログラム策定員が個々の対象者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等との連携を密にし、きめ細かく継続的な自立・就労支援を実施します。</p>	子育て支援課		<p>「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。また、児童扶養手当現況届の通知送付時にチラシを同封し、周知を図った。</p> <p>令和2年度プログラム策定数 7人(母子家庭の母親7人)</p>	◎	<p>職業安定所との連携をしつつ、きめ細やかな就労支援を行うことでひとり親家庭の自立促進を図った。</p> <p>今後も職業安定所との連携を強化し、就労支援を通してひとり親家庭の自立促進を図る。</p>	継続
	4			ひとり親家庭の就業等を支援する事業	<p>母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業として、一定の国家資格の取得等を目的に、養成機関において修業する際の生活支援として給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業、及び教育訓練に関する講座を受講し、修了した際に受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。</p>	子育て支援課		<p>「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。</p> <p>給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業を支援した。</p> <p>令和2年度実績 高等職業訓練促進給付金2人 24ヶ月支給 3,360,000円 高等職業訓練修了支援給付金1人 50,000円 自立支援教育訓練給付金0人</p>	◎	<p>給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業の支援を図った。</p> <p>今後も制度の周知に努め、ひとり親家庭の安定した就労支援を図る。</p>	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	5			ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	義務教育終了前の子どもがいるひとり親家庭であって、就労、疾病や冠婚葬祭などのため、一時的に子育てが困難となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等、必要な支援を行います。	子育て支援課		「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。 ひとり親家庭の相談や子ども家庭支援センターの相談内容により、援護を必要とするひとり親世帯に対し、利用促進を図った。 令和2年度実績 5世帯(延利用回数237回) 2,790,000円	◎	ホームヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の福祉の増進と子どもの健全な生活の安定を図った。 今後も援護を必要とするひとり親世帯に対し、制度周知の徹底や利用促進に努めていく。	継続
	6			ひとり親家庭休養ホーム事業及びレクリエーション事業	指定施設の利用料を助成することで、ひとり親家庭の休養及びレクリエーションの充実を図ります。	子育て支援課		「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。 羽村市自然休暇村の宿泊費の一部を助成する休養ホーム事業では、ひとり親家庭の福祉の増進と心身のリフレッシュに役立てた。 また、平成29年度から新たに市内レクリエーション施設の利用回数券の一部助成制度を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり、利用実績なし。 令和2年度実績 休養ホーム事業/利用世帯1世帯3人 7,300円 レクリエーション施設助成制度/利用実績なし	○	羽村市自然休暇村の閉館を受け、休養ホーム事業については見直しが必要である。 また、市内レクリエーション施設の利用回数券の一部助成制度については、年々利用実績が減少しており、令和2年度については利用実績もなく、制度見直しの結果、令和2年度で制度を廃止した。	廃止
	7			母子生活支援施設入所事業	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子で、子どもの養育が十分にできない場合、母子ともに施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課		養育困難やDV被害、居所なしにより援護が必要な世帯に対し、施設入所による措置を行うとともに自立に向けた支援を行った。継続入所者については、自立に向けた支援を継続し、適切な支援及び自立に向けた課題解決のため、関係機関との連携に努めた。 令和2年度実績 入所世帯2世帯 6,294,773円	◎	施設に入所し保護することで、子どもと母親が共に生活ができ、様々な自立のための支援が図れた。継続入所者については関係機関と連携し、自立促進や退所に向け支援を実施した。 今後も関係機関との連携を強化し、入所者に寄り添い、自立促進や退所に向けた生活支援に努める。	継続
	8			母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進を図るため、事業開始資金、技能習得資金や生活資金などの必要な資金の貸付を行います。	子育て支援課		「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知、母子・父子自立支援員による相談を通じて資金貸付制度の情報提供を積極的に行い、必要な貸付を実施した。 令和2年度実績 母子・父子福祉資金 新規貸付件数17件 7,250,340円 継続貸付件数20件 14,893,800円 女性福祉資金 新規貸付件数1件 760,800円	◎	経済的自立と生活意欲の助長を図り、ひとり親家庭や、女性の福祉の増進を図った。 今後も貸付制度の周知により、適切にひとり親家庭、女性の経済的自立の促進を図る。	継続
	9			児童扶養手当・児童育成手当の支給	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、手当を支給します。	子育て支援課		【児童扶養手当】 第1子:延児童数 5,464人、 支出額 201,341,120円 第2子:延児童数 2,363人、 支出額 22,391,620円 第3子以降:延児童数 926人、 支出額 5,243,800円 【児童育成手当(育成手当)】 育成手当:延児童数 11,546人、 支出額 155,871,000円	◎	ひとり親家庭への経済的支援を行うことで、生活の安定と自立を支援した。今後も適正な支給に努めていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	10			ひとり親家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等を対象に医療費助成を行います。	子育て支援課		世帯数 498世帯、対象者数 914人 助成件数 9,634件、助成額 22,687,363円	◎	各課と連携し制度の周知に努め、ひとり親家庭の経済的支援を行った。今後もひとり親家庭の支援に努める。	継続
3. 子どもの発達支援体制の充実	1			健康診査等	発育及び発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査、保育園入所児童の健康診断及び小中学校児童・生徒の健康診断を実施します。	子育て相談課	子育て支援課 学校教育課	* 妊婦健康診査受診者数 延べ3,674件 【受診者数】※コロナ禍のため、健診未実施月あり 3～4か月児健診 年13回 317人※ 6～7か月児健診 287人 9～10か月児健診 308人 1歳6か月児健診 年12回 350人※ 3歳児健診 年13回 409人※	○	妊娠中から乳幼児期、学童期における節目の健診を実施し、発育・発達障害や疾病の早期発見・早期治療に努めている。引き続き、健診の対象となる方が確実に受けられるよう受診勧奨に努めていく。	継続
	2			早期療育に結びつけるための関係機関との連携	各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対し、専門医と連携し相談に応じるとともに、必要に応じて専門医療機関や福祉サービスの紹介を行います。 また、保護者が安心して相談できる環境を整え、関連部署や関係機関と連携して、子どもの発育・発達を促すことができるよう支援します。	子育て相談課	障害福祉課 子育て支援課	各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対し、必要に応じて専門医療機関や福祉サービスの紹介を行った。	○	引き続き、保護者に関係機関の紹介を通じて不安軽減を図りながら、子どもの発育・発達も促せるよう支援していく。	継続
	3	再		幼稚園・保育園等への定期巡回相談	臨床心理士等の専門職が、幼稚園・保育園等を巡回し、発達に支援を要する子どもに関して、幼稚園教諭や保育士に助言や支援を行い、子どもの個性や成長を促すことを大切に、切れ目のない発達支援体制を目指します。	子育て相談課		* 市内幼稚園・保育園等巡回相談事業 施設数：23ヶ所 合計訪問件数：63件 延相談件数：120件	○	引き続き、臨床心理士等の専門職が観察や助言等を幼稚園・保育園に対し行うことで、発達に支援を要する子どもの成長を見守る体制づくりに努める。	継続
	4			子どもの発達に関する総合相談	子どもの発達に関する相談に、臨床心理士等が対応します。必要に応じて、適切な機関につなげます。	子育て相談課		【子どもの発達に関する総合相談事業】 就学前 相談人数 40人 延相談件数 83人 就学後 相談人数 11人 延相談件数 24人	○	引き続き、適切な機関や担当部署へ繋いでいく。	継続
	5			地域での専門相談「ちよこつと広場」	子育て中の気になることを、気軽に、専門職に相談できるよう、児童館で「ちよこつと広場」を実施します。相談には、発達相談員(臨床心理士・言語聴覚士等)が対応します。	子育て相談課		【ちよこつと広場事業】 こころの相談(臨床心理士)中止 ことばの相談(言語聴覚士)開催日数：20回 延件数：78件	○	感染予防に留意しながら、事業を実施していく。	継続
	6	再		発達障害に関する啓発講演会	発達に支援を要する子どもたちが地域で暮らしていくために、その特性や対応の仕方等について、講演会を実施し、広く普及啓発を行います。	子育て相談課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課 教育支援課 教育相談室	コロナ禍のため、講演会は中止。	○	引き続き、感染予防に留意し、発達支援に対する理解と対応方法などの普及啓発のため、実施を検討していく。	継続
	7			発達支援体制の検討会	発達支援における具体的な内容、今後の方向性など諸々の事項について検討し、切れ目のない発達支援を行なうための組織的な体制の充実を図るため、庁内関係部署による検討会を実施します。	子育て相談課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課 教育支援課 教育相談室	プロジェクト全体会議 2回 ①就学にかかる支援体制の課題検討会議 1回(書面開催) ②はばたきファイルの課題検討会議 2回(書面開催) ③中学卒業から就労までの課題検討会議 2回	○	プロジェクト全体会議での検討経過を踏まえ、検討会の開催の在り方について検討していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
4. 障害のある子どもへの支援の充実	1			各種手当の支給	障害のある子どもまたはその保護者への手当として、要件に応じて、「児童育成手当(障害手当)」「特別児童扶養手当」「障害児福祉手当」「重度心身障害者手当」「難病患者福祉手当」を支給します。	障害福祉課		*障害児福祉手当 26人 4,013,370円 *難病患者福祉手当 573人 36,187,500円 (大人も含むすべての人数、額) *重度心身障害者手当については、東京都が支給を行っている。	○	障害者(児)への支援を行った。引き続き実施する。	継続
						子育て支援課		児童育成手当(都障害手当):延児童数 644人、支出額9,982,000円 児童育成手当(市障害手当):延児童数 1,101人、支出額 13,863,500円 特別児童扶養手当:受給者数 79人 (手当は東京都で支給)			
	2			各種医療費の助成	障害のある子どもの医療費の助成として、要件に応じて、「自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)」「小児精神障害者入院医療費助成」「小児慢性疾患医療費助成」「心身障害者(児)医療費助成」「難病医療費等助成」を実施します。	障害福祉課		*自立支援医療費(精神通院医療):886人(大人も含むすべての人数) *小児精神障害者入院医療費助成:1人 *小児慢性疾患医療費助成:13人 *小児障害者(児)医療費助成:542人(大人も含むすべての人数) *難病医療費助成:229人(大人も含むすべての人数)	○	障害者(児)への支援を行った。引き続き実施する。	継続
						子育て支援課		育成医療 助成件数 2件、助成額 8,285円			
	3				特別支援教育就学奨励費	保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対し、所得に応じて、学用品費や校外活動などの就学に必要な経費を交付します。	教育支援課		令和2年度の実績は、小学校対象者人数が55人(令和元年度:48人)で、特別支援教育就学奨励費支払い金額は、3,668,717円(令和元年度:3,404,850円)となる。中学校対象者人数が12人(令和元年度:13人)で、特別支援教育就学奨励費支払い金額は、1,219,018円(令和元年度:1,446,872円)となる。	◎	小学校特別支援学級在籍数97人(令和元年度:79人)、中学校特別支援学級在籍数30人(令和元年度:28人)となっている。小学校及び中学校の特別支援学級在籍数は増加している。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、校外活動が中止となり、それに係る保護者負担額が少なかったにも関わらず、小学校の特別支援教育就学奨励費については、増額となった。 これは、新一年生の在籍児童が多く、「新入学用品費」の対象者が例年より多かったことが考えられる。 就学相談・転学相談の受付件数が増加していることにより、今後も、特別支援学級在籍児童・生徒の増加が予想され、これに伴い特別支援教育就学奨励費支払金額が増加することが考えられる。
4		再	統合保育の推進	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施するとともに、障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通し、お互いの理解を深めながらともに育つことができるよう、統合保育の推進に努めます。 また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各施設における保育の質の更なる向上のための取組みを支援します。	子育て支援課	障害福祉課 子育て相談課	各園からの要請に応じて、関係機関からの助言を求め、適切な保育が実施できた。 また、市内保育施設での医療的ケア児の受入れに関する現状把握のため、アンケート調査を実施するとともに、保育施設への医療的ケア児受入体制の整備に関するワーキングチームを設置し、保育施設への医療的ケア児受入れガイドラインを策定した。	○	ガイドラインに基づく医療的ケア児の保育施設への受入れ、保育施設への財政支援等を実施し、保育サービスの充実を図る。 また、庁内の関係部署で情報交換、連携をし、医療的ケア児への支援の充実について検討していく。	継続	
5				児童発達支援事業	障害のある子どもに日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供する児童発達支援事業の利用を支援します。	障害福祉課		サービス利用の希望には大きな支障なく応えられている状況である。市内には4か所の事業所がある。 *利用者 29人 *延べ利用日数 1,025日	○	障害のある子どもに発達支援に必要なサービスの提供を行った。今後もサービスの提供を継続し、事業者との連絡会等により、関係機関との連携強化や質の向上にも努める。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	6			保育所等訪問支援事業	障害のある子どもが利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等や助言を行い、子どもの成長を支援します。また、事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。	障害福祉課		市内でのサービス展開を予定している事業者は現在ない。 *利用者 1名 *延べ利用日数 37日	△	サービス提供機関が少ないため、引き続き、事業者の参入を促進し、サービスの充実を図る。	継続
	7			日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないときに、障害のある子どもの日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	障害福祉課		令和2年度においては、緊急やむを得ない理由により介護することができない介護者による日中一時支援事業の利用がなかった。	○	利用可能な事業者が少ないことから、市内外の事業所とも連携を図りながら、必要量の確保に努めていく。	継続
	8			日中一時支援事業「青い鳥」	心身に障害のある子どもに対して、施設への通所による集団生活への適応訓練や、自立に必要な日常生活基本動作の訓練等を行う障害児日中一時支援事業「青い鳥」を実施します。	障害福祉課		【幼児部】 *定員:10人(一日あたり) *在籍者数:4人 *年間延べ利用者数:247人 *開所日数:239日 【就学児童部】 *定員:20人(一日あたり) *在籍者数:10人 *年間延べ利用者数:588人 *開所日数:236日	○	利用者に応じた適切な支援を実施してきたが、障害児通所サービス事業の増加に伴う利用者の減少等の状況から事業の方向性についての検討と調整を進め、令和2年度末で事業終了とした。	廃止
	9			中等度難聴児発達支援事業の実施	中等度難聴児(身体障害者手帳の交付対象とならない子ども)に対して、補聴器の使用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害福祉課		言語の習得や生活能力の向上の促進のために補聴器が必要とされる児童に、購入費用の助成を行った。 利用者 3人	○	補聴器購入費用助成により、中等度難聴児の言語の習得や生活能力等の向上を支援した。今後も事業の実施を継続する。	継続
	10		再	放課後等デイサービス事業	障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を充実させるため、放課後等デイサービスの利用を支援します。	障害福祉課		放課後や学校休業中の支援を必要とする児童・生徒に対し、放課後等デイサービスの支給決定を行っている。 *利用者 1,599人 *延べ利用日数 15,801日	○	障害のある児童・生徒に対し、発達支援に必要なサービスの提供を行った。今後もサービス提供を継続し、事業者との連絡会等により連携強化や質の向上にも努める。また、重症心身障害児向けのサービスについて参入を促していく。	継続
	11		再	多様なニーズに応じた特別支援体制の充実	適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます。	教育支援課	障害福祉課 子育て支援課 子育て相談課 学校教育課 教育相談室	東京都の「特別支援教室ガイドライン」に基づく、適切な支援体制を担保するため通常の学級における特別支援教育支援員を小・中学校の全校1人ずつ配置した。小学校については学校の状況に応じて支援員を予算範囲内で複数名配置した。また、幼稚園、保育園等と連携しながら、個々の教育的ニーズに応じた適切な就学につながるよう就学相談を実施した。 なお、共生社会の実現に向け、特別支援教育に対する理解啓発のための講演会や、特別支援教育に携わる教員の専門性や資質の向上を図るための研修会等を毎年実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。	○	通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒は増加傾向にあり、通常の学級の教員について、特別支援教育に対する理解を深め、適切な支援を行うことができる人材の育成が必要である。 特に、校内支援体制づくりの推進や関係機関との連携の役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質・能力の育成や特別支援教室及び特別支援学級の教員の専門性を高め、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を実施するための指導力の向上が必要である。 また、特別支援教育推進体制の見直しを行い、特別支援教室や特別支援学級の整備、特別支援教育支援員等の配置などについて検討していく。 さらに、乳幼児期から青年前期までの切れ目ない継続した支援を行うために、関係機関との連携をさらに充実させることが必要である。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	12			関係機関との連携	市内の小中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市内関係機関等での特別支援教育体制を充実させるため、情報交換や特別支援教育に関する共通理解を深めていきます。	教育支援課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 子育て相談課 学校教育課 教育相談室	特別支援教育連絡協議会を年3回開催し、関係機関それぞれが行っている具体的な就学相談・支援の取組について情報交換等を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度については、実施することができなかった。また、都立特別支援学校在籍している児童・生徒が、副籍交流事業として、羽村市内の小・中学校において直接的な交流や間接的な交流を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により直接的な交流を実施するところが少なかった。	○	今後も継続的に情報交換や共通理解等の体制を整え、さらに、都立特別支援学校との連携による研修等を活用し、乳幼児期から就学時へのスムーズな引継ぎや、就労を見据えた進路選択ができる継続した支援体制の構築を図る必要がある。	継続
	13			自立に向けた障害福祉サービスの提供	自立に向けた訓練としての移動支援や、保護者の休息等を目的とした短期入所など、必要なサービスを提供します。	障害福祉課		社会参加のための移動支援やレスパイト等を目的とした短期入所の事業を実施している。 【移動支援】 *利用者 4人 *延べ利用時間 131時間 【短期入所】 *利用者 17人 *延べ利用日数 370日	○	移動支援による社会参加に向けた支援や、短期入所によるレスパイト等の支援を実施した。今後も引き続きサービス提供を継続する。また、移動支援についてはヘルパーが不足しているため、事業所の参入を促していく。	継続
	14			市役所内実習事業	就職を希望する障害のある人の就労能力の向上を目的に、職場体験の場として、市役所内実習事業に取り組んでいきます。	障害福祉課		障害者就労支援センターと連携し、市役所実習を行い、職場体験の場を提供している。令和2年度は3回の実習を行い、合計で7人参加した。	○	市役所内実習の実施により、参加者の就労意欲の向上につながった。また、実習は支援者のアセスメントの機会としても有効であった。引き続き、業務の切り出しなど、内容の充実と事業の周知に努める。	継続
5. 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実	1		再	多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。 また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子どもの支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応できない時間も支援及び助言を行い、不登校などの問題行動の未然防止や改善につなげていきます。	教育相談室	子育て相談課 教育支援課	多様化・複雑化していく教育相談の実施と学校に適應できない児童・生徒への学校復帰の支援を行った。 社会福祉士等の資格をもったスクールソーシャルワーカー（SSW）を校区ごとに配置し、学校内外の関係機関との連携調整を図り、主に家庭に起因する様々な課題のある児童・生徒の生活環境の改善にあたった。 家庭と子どもの支援員を市内小・中学校の全校に配置し、不登校や不登校傾向の児童・生徒の対応として、電話連絡や登校支援、また、登校後の別室等での寄り添いや話し相手など、居場所づくりをすることにより、登校支援の充実につなげた。	○	家庭に起因する問題が多様化していることから、スクールソーシャルワーカーによるさらなる支援体制（関係機関との連携・調整・助言等）が求められる。 家庭と子どもの支援員の限られた支援体制の中で、対象児童・生徒に対し、効果的な支援を検討する。	継続
	2		再	多様なニーズに応じた特別支援体制の充実	適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます。	教育支援課	障害福祉課 子育て支援課 子育て相談課 学校教育課 教育相談室	東京都の「特別支援教室ガイドライン」に基づく、適切な支援体制を担保するため通常の学級における特別支援教育支援員を小・中学校の全校1人ずつ配置した。小学校については学校の状況に応じて支援員を予算範囲内で複数名配置した。また、幼稚園、保育園等と連携しながら、個々の教育的ニーズに応じた適切な就学につながるよう就学相談を実施した。 なお、共生社会の実現に向け、特別支援教育に対する理解啓発のための講演会や、特別支援教育に携わる教員の専門性や資質の向上を図るための研修会等を毎年実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。	○	通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒は増加傾向にあり、通常の学級の教員について、特別支援教育に対する理解を深め、適切な支援を行うことができる人材の育成が必要である。 特に、校内支援体制づくりの推進や関係機関との連携の役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質・能力の育成や特別支援教室及び特別支援学級の教員の専門性を高め、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を実施するための指導力の向上が必要である。 また、特別支援教育推進体制の見直しを行い、特別支援教室や特別支援学級の整備、特別支援教育支援員等の配置などについて検討していく。 さらに、乳幼児期から青年前期までの切れ目ない継続した支援を行うために、関係機関との連携をさらに充実させる必要がある。	継続
	3		再	子どもや若者の育成支援	若者無業者（ニート）やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者、また、その家庭を支援するため、相談会や講演会を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。	児童青少年課		ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題などの課題に対応するとともに、ひきこもり等の問題を抱える若者やその家族を支援するため相談会を実施した。（相談者 2名） 講演会については、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止した。	○	東京都ひきこもりサポートネットなどの専門機関と連携し、ひきこもりなどの支援を継続していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	4			障害児支援から障害福祉サービスへの移行支援	年齢によるサービスの切り替えの際、計画相談支援事業所と相談し、介護給付や地域生活支援事業にスムーズに移行できるよう支援します。	障害福祉課		年齢到達前に制度に関する説明や調整を行い、スムーズな移行に努めている。また、特別支援学校との懇談会の際にも、年齢到達についての情報提供を行っている。 ※懇談会は令和2年度実施なし(新型コロナウイルス感染症のため)	○	令和2年度は懇談会の実施はなかったが、必要に応じて年齢到達による移行に関する情報提供等を行った。引き続き、円滑な移行支援に努めつつ、長期的な見通しを持ったサービス利用について、普及啓発を行っていく。	継続
	5			専門機関との連携	ひきこもりに関する電話相談、メール相談に加え、家庭を訪問し相談に応じる専門機関と連携し、相談者を適切な関係機関につなげられるよう支援します。	児童青少年課		相談等があった場合は、訪問相談も実施している東京都ひきこもりサポートネットへつなぐことで、相談者を支援している。 (実績 0件)	○	今後も相談者に適切な関係機関につなげ、支援を実施していく。	継続
	6			ひきこもり等に関する情報提供機会の充実	広報誌や公式サイト等を活用し、子ども・若者が社会生活を円滑に営む上で困難を抱えた場合における相談先について、幅広く情報提供を行います。	児童青少年課		広報や公式サイト等を活用し、相談先について幅広く情報提供を行った。 (実績 相談会 広報 1件、公式サイト 1件 各種相談会等 チラシ配布 11件)	○	今後も広報や公式サイト等を活用し、相談先について幅広く情報提供を行っていく。	継続
	7			就労支援	関係機関と連携して、就職面接会や専門員による各種就職相談会、就職セミナーなどを開催するとともに、相談者の抱える状況に応じて支援していきます。 また、障害のある若者に対して一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」に地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労を支援していきます。	産業振興課 社会福祉課 障害福祉課 児童青少年課		ハローワーク青梅やしごとセンター多摩と連携し、各種のセミナー、面接会を実施する予定だったが、一部については新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。またそれらの機関が実施する他の事業についても、チラシの配布などの広報周知に努めた。  就労支援員による生活保護受給者等生活困窮者に対する就労支援を、ハローワーク青梅とも連携し実施した。 生活保護受給者 15人 生活困窮者 39人  障害者就労支援センター「エール」において、障害のある人への職業相談、職場定着支援、自立生活支援などの事業を実施し、就労支援を行った。  就労支援を必要としている若者に対し、相談の内容により適切な専門機関を紹介し、就労を支援した。 (実績 0件)	○	感染症の拡大防止を第一に、関係機関と調整しながら各種事業を実施していく。必要に応じてニーズ・ターゲットを絞った事業の実施を働きかけていく。  新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者が増加している。今後も引き続き就労支援を実施していく  就労や生活に関する相談対応や就労先との調整など、障害のある若者に対する就労支援を行った。 近年、相談内容が多岐に渡る傾向があり、就労以前の心身や生活の問題への対応が必要になることがある。 今後も多様な相談への対応に向け、関係機関・部署の連携を強化していく。  今後も、就労支援を必要としている若者に対し、適切な専門機関を紹介し、就労支援を実施していく。	継続